

令和3年9月6日

令和3年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（第2条関係）	・・・	2
3	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	3
4	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	4
5	鳥羽市介護保険条例	・・・	5
6	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例	・・・	6

新旧対照表

(件名) 鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成15年条例第29号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 市長は、離島振興対策実施地域内において、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条第1号イに定める期間内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号</u>の規定の適用を受ける設備(法第20条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、取得価額の合計額が省令第2条第1号イ(1)又は(2)に掲げる事業の区分に応じそれぞれ定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成15年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後3年度以内において課する固定資産税の税率については、鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の10分の1の税率とすることができる。</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 市長は、離島振興対策実施地域内において、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条第1号イに定める期間内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u>の規定の適用を受ける設備(法第20条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、取得価額の合計額が省令第2条第1号イ(1)又は(2)に掲げる事業の区分に応じそれぞれ定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(平成15年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後3年度以内において課する固定資産税の税率については、鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の10分の1の税率とすることができる。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(昭和63年条例第29号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 市長は、半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に定める期間内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(法第17条に掲げる事業の用に供する物に限る。)であって、取得価額の合計額が500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金等の額が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金等の額が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のも(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第4項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後3年度以内において課する固定資産税の税率については、鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の10分の1の税率とすることができる。</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 市長は、半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に定める期間内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(法第17条に掲げる事業の用に供する物に限る。)であって、取得価額の合計額が500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第12項に規定する資本金等の額が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金等の額が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のも(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第4項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以後3年度以内において課する固定資産税の税率については、鳥羽市市税条例(昭和31年条例第11号)第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の10分の1の税率とすることができる。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例(昭和35年条例第2号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>附則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分から令和3年度分までの国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限り。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p>附則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限り。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改正案(新)	現行(旧)
<p data-bbox="241 395 327 427">附 則</p> <p data-bbox="159 443 1102 564">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>	<p data-bbox="1218 395 1303 427">附 則</p> <p data-bbox="1137 443 2078 564">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和3年9月30日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市介護保険条例(平成12年条例第1号)

改正案(新)	現行(旧)
<p data-bbox="241 352 327 379">附 則</p> <p data-bbox="181 443 1106 517">(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p data-bbox="152 536 1106 1023">第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分から令和3年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p data-bbox="1211 352 1296 379">附 則</p> <p data-bbox="1158 443 2083 517">(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p data-bbox="1128 536 2083 1023">第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例(平成19年条例第22号)

改正案(新)					現行(旧)				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
階層区分		利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき	階層区分		利用月の区分	1か月の利用日数が11日以下のとき	1か月の利用日数が12日以上るとき
(略)					(略)				
市町村民税所得割合算額が1円以上10,001円未満の世帯	ひとり親世帯等	8月以外の月	日額 70円	月額 870円	市町村民税所得割合算額が1円以上10,001円未満の世帯	ひとり親世帯等	8月以外の月	日額 70円	月額 870円
		8月	日額 <u>110円</u>	月額 <u>1,250円</u>			8月	日額 <u>170円</u>	月額 <u>2,000円</u>
	その他世帯	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円		その他世帯	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円
		8月	日額 <u>220円</u>	月額 <u>2,500円</u>			8月	日額 <u>350円</u>	月額 <u>4,000円</u>
市町村民税所得割合算額が10,001円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円	市町村民税所得割合算額が10,001円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	8月以外の月	日額 150円	月額 1,750円
		8月	日額 <u>220円</u>	月額 <u>2,500円</u>			8月	日額 <u>350円</u>	月額 <u>4,000円</u>
	その他世帯	8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円		その他世帯	8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円

改正案 (新)					現行 (旧)				
		8月	日額 <u>450円</u>	月額 <u>5,000円</u>			8月	日額 <u>700円</u>	月額 <u>8,000円</u>
上記以外の世帯		8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円	上記以外の世帯		8月以外の月	日額 300円	月額 3,500円
		8月	日額 <u>450円</u>	月額 <u>5,000円</u>			8月	日額 <u>700円</u>	月額 <u>8,000円</u>